

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第 8 条第 2 項等の承認の基準

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和 5 4 年通商産業省令第 7 4 号。以下「規則」という。）第 8 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項（第 2 2 条第 1 項において準用する場合を含む。）の承認の基準を定める。

記

1. 規則第 8 条第 2 項の承認は、次の基準により行うものとする。
 - (1) 兼任させようとする者が、エネルギー管理士免状の交付を受けている者であること。
 - (2) 兼任させようとする者の管理する工場が、当該者を既に選任している工場と同一の又は隣接する敷地内にあり、かつ、これらの工場におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等が一体的に管理されていること。
 - (3) 兼任させようとする者を選任する工場の数が、3 以下であること。
 - (4) 兼任させようとする者の管理するすべての設備の消費するエネルギーの合計量が、原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和 5 4 年政令第 2 6 7 号。以下「令」という。）第 2 条第 1 項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の数値で 2 万キロリットル未満であること。
 - (5) 兼任させようとする者の管理する工場において、ほかに他の工場を管理しているエネルギー管理者がいないこと。
 - (6) 兼任させようとする者の管理する工場において、当該者は、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等を毎週 2 回以上行うこと。
 - (7) 兼任させようとする者の管理する工場において、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等のために必要な事項を当該者に連絡する責任者が選任されていること。
 - (8) 兼任させようとする者を既に選任している工場の同意が得られていること。
2. 規則第 1 1 条第 2 項の承認は、次の基準により行うものとする。
 - (1) 兼任させようとする者が、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 5 4 年法律第 4 9 号。以下「法」という。）第 1 3 条第 1 項各号に掲げ

- る者であること。
- (2) 兼任させようとする者の管理する工場が、当該者を既に選任している工場と同一の又は隣接する敷地内にあり、かつ、これらの工場におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等が一体的に管理されていること。
 - (3) 兼任させようとする者を選任する工場の数が、3以下であること。
 - (4) 兼任させようとする者の管理するすべての設備の消費するエネルギーの合計量が、原油換算エネルギー使用量の数値で2万キロリットル未満であること。
 - (5) 兼任させようとする者の管理する工場において、当該者は、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等を毎週2回以上行うこと。
 - (6) 兼任させようとする者の管理する工場において、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等のために必要な事項を当該者に連絡する責任者が選任されていること。
 - (7) 兼任させようとする者を既に選任している工場の同意が得られていること。

3. 規則第22条第1項において準用する第11条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。

- (1) 兼任させようとする者が、法第13条第1項各号に掲げる者であること。
- (2) 兼任させようとする者の管理する工場が、当該者を既に選任している工場と同一の又は隣接する敷地内にあり、かつ、これらの工場におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等が一体的に管理されていること。
- (3) 兼任させようとする者を選任する工場の数が、3以下であること。
- (4) 兼任させようとする者の管理するすべての設備の消費するエネルギーの合計量が、原油換算エネルギー使用量の数値で2万キロリットル未満であること。
- (5) 兼任させようとする者の管理する工場において、当該者は、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等を毎週2回以上行うこと。
- (6) 兼任させようとする者の管理する工場において、エネルギーを消費す

る設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等のために必要な事項を当該者に連絡する責任者が選任されていること。

(7) 兼任させようとする者が法第13条第1項第1号に掲げる者である場合にあっては、当該者の管理する工場が次のいずれかのものであること。

令第4条第1項各号に掲げる業種に属する事業の用に供する工場であって、事務所の用途に供するもの

に規定する業種以外の業種に属する事業の用に供する工場

(8) 兼任させようとする者を既に選任している工場の同意が得られていること。

4.1(4)、2(4)及び3(4)において、兼任させようとする者の管理するすべての設備の消費するエネルギーの合計量は、次に掲げる量を合算した量とする。

(1) 兼任させようとする者の管理する工場が、コークス製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属する工場である場合には、次の量

前年度における原油換算エネルギー使用量が10万キロリットル未満の場合には、当該使用量の5分の1の量

前年度における原油換算エネルギー使用量が10万キロリットル以上の場合には、当該使用量から10万キロリットルを減じて得た量の5分の1の量

(2) 兼任させようとする者の管理する工場が、(1)に規定する工場以外の工場である場合には、次の量

前年度における原油換算エネルギー使用量が2万キロリットル未満の場合には、当該使用量

前年度における原油換算エネルギー使用量が2万キロリットル以上の場合には、当該使用量から、次の表の左欄に掲げる前年度における原油換算エネルギー使用量の区分に応じ、同表の右欄に掲げる量を減じて得た量

2万キロリットル以上5万キロリットル未満	2万キロリットル
5万キロリットル以上10万キロリットル未満	5万キロリットル
10万キロリットル以上	10万キロリットル

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。